

事 務 連 絡
令和 4 年 1 0 月 2 8 日

各郡市医師会 御中
各医療機関 御中
各市町村新型コロナウイルスワクチン担当部署 御中
各市町村福祉施設担当部署 御中

茨 城 県 医 師 会
茨城県新型コロナウイルスワクチン接種チーム
茨城県福祉部長寿福祉課
茨城県福祉部障害福祉課

福祉施設における新型コロナウイルスワクチン（オミクロン株対応ワクチン）接種
の促進及び接種医の調整等について（依頼）

平素より、本県の感染症対策及び福祉行政の推進について御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、オミクロン株対応ワクチンの接種について、すでに各市町村において接種が開始されているところですが、今月 21 日に関係政省令が改正され、接種間隔が 5 ヶ月から 3 ヶ月に短縮されました。

このため、4 回目接種の主な対象者でありました各施設の入所者及び従事者の方々について、多くの方が 10 月から 11 月に接種が可能となります。

当該ワクチンについては、重症化予防効果とともに感染予防効果や発症予防効果が期待されているところであり、これまで 2 年間、年末年始に新型コロナウイルス感染症が流行していることも踏まえ、接種を進めることが肝要です。

県といたしましても、施設等において速やかに接種が進むよう、別添写しのとおり、各施設あてに依頼をしたところです。

つきましては、各郡市医師会、各医療機関及び各市町村におかれましても、接種を早期に完了させるため、下記のとおり、施設における接種への御協力をお願いいたします。

記

- 1 市町村においては、ワクチン担当部署と福祉施設担当部署とが連携し、福祉施設における対象者が最終の接種が 7～8 月の方は、接種を行った日から 3 ヶ月後の同じ日か、10 月 21 日のいずれか遅い日から 1 ヶ月以内を目安に、9 月に接種された方は年内に、オミクロン株対応ワクチンの接種を受けられるように、早急に接種券を発行するとともに、施設管理者が計画的な接種機会を設けられるよう指導・助言をお願いします。

なお、協力医療機関が無い施設に対しては、福祉施設担当部署が積極的に状況を把握し、接種日程が遅れる恐れがある場合には、各郡市医師会へ他の医療機関の紹介を依頼してください。（各施設の接種計画の調査については別途依頼予定）

- 2 医療機関におかれましては、1のとおりオミクロン株対応ワクチン接種が実施されるよう、福祉施設との日程調整等に応じていただくとともに、次のような場合には、施設からの相談に御対応をお願いします。
- (1) 自らが協力医療機関で、受け持ちの施設の接種日程が遅れる場合には、他の医療機関に協力をいただくか、郡市医師会へ他の医療機関の紹介を依頼してください。
 - (2) 郡市医師会から、協力医療機関となっていない施設への接種医の派遣依頼があった場合には、受け持ちの施設の接種が遅れない範囲で、接種に御協力ください。
- 3 郡市医師会におかれましては、1のとおりオミクロン株対応ワクチン接種が実施されるよう、医療機関や市町村から、次のような依頼があった場合には、医療機関の紹介をお願いします。
- (1) 協力医療機関から、受け持ちの施設の接種日程が遅れる等の理由で他の医療機関の紹介について依頼があった場合
 - (2) 市町村から、協力医療機関が無い施設に対する医療機関の紹介について依頼があった場合

【問い合わせ先】

茨城県保健医療部医療局薬務課

新型コロナウイルスワクチン接種チーム 庄司、所畑

電話：029-301-5294

茨城県医師会業務課

電話：029-241-8446

茨城県福祉部長寿福祉課

介護保険指導・監査グループ

電話：029-301-3281

介護基盤整備・支援グループ

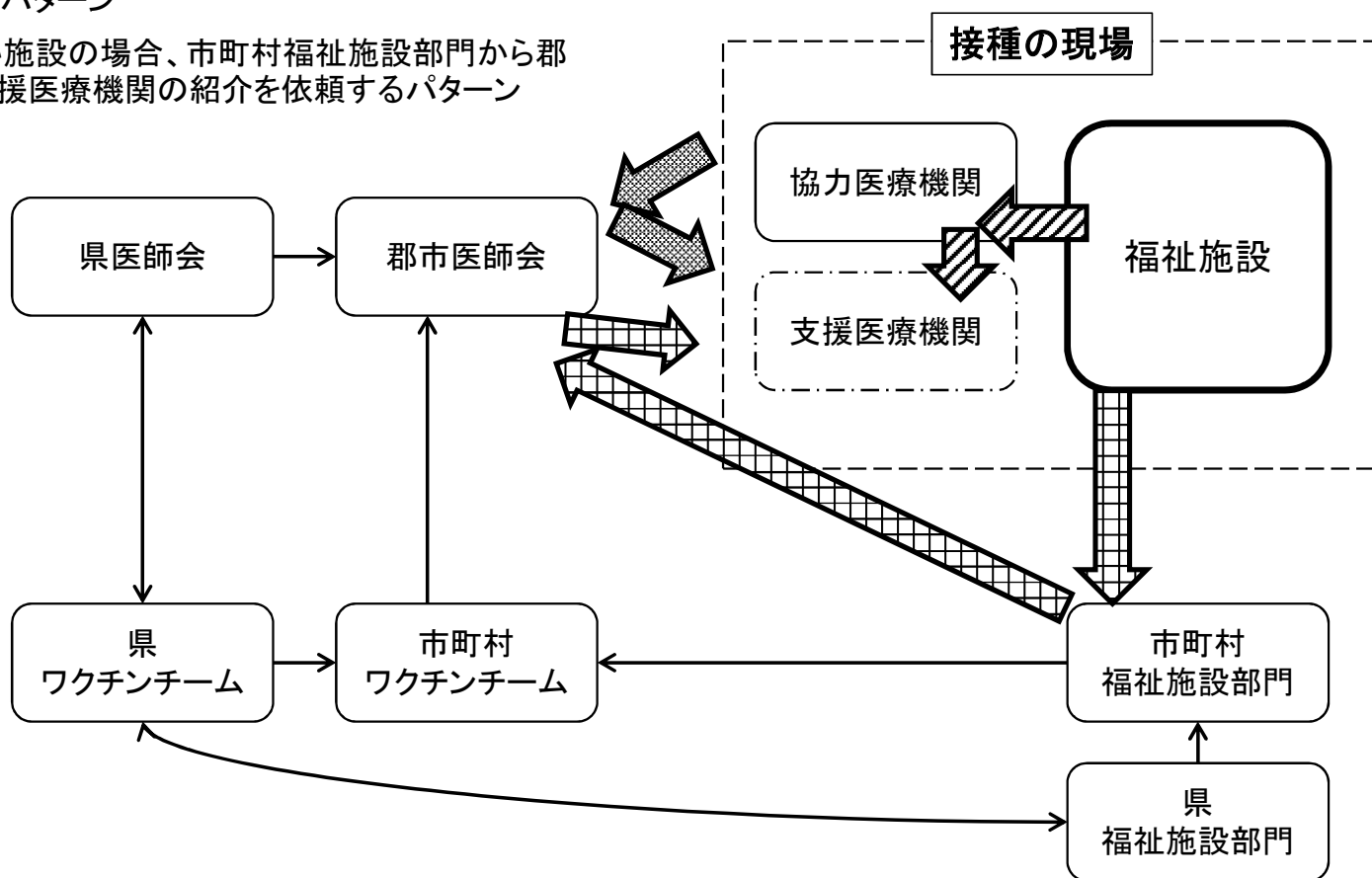
電話：029-301-3321

茨城県福祉部障害福祉課自立支援グループ

電話：029-301-3363

福祉施設におけるワクチン接種支援の枠組み

- ① 協力医療機関だけで早期接種が困難な場合、協力医療機関が支援医療機関を探すパターン
- ② ①で見つからない場合、協力医療機関から郡市医師会に依頼し支援医療機関を探すパターン
- ③ 協力医療機関が無い施設の場合、市町村福祉施設部門から郡市医師会に依頼し支援医療機関の紹介を依頼するパターン



事 務 連 絡
令和 4 年 1 0 月 2 8 日

各高齢者福祉施設等管理者 殿
障害児入所施設管理者 殿
障害者支援施設管理者 殿
短期入所（単独型）管理者 殿
共同生活援助事業管理者 殿
宿泊型自立訓練事業管理者 殿

茨城県新型コロナウイルスワクチン接種チーム
茨城県福祉部長寿福祉課
茨城県福祉部障害福祉課

新型コロナウイルスワクチン接種（オミクロン株対応ワクチン）の促進について
（依頼）

平素より、本県の福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り、また、新型コロナウイルス感染対策につきましても御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、オミクロン株対応ワクチンの接種について、すでに各市町村において接種が開始されているところですが、今月 21 日に関係政省令が改正され、接種間隔が 5 ヶ月から 3 ヶ月に短縮されました。

このため、4 回目接種の対象であった各施設の入所者及び従事者の方々について、多くの方が 10 月から 11 月に接種が可能となります。

当該ワクチンについては、重症化予防効果とともに感染予防効果や発症予防効果が期待されているところであり、施設内クラスターの発生を防止するため、これまで 2 年間、年末年始に新型コロナウイルス感染症が流行していることも踏まえ、流行前に接種を終えることが肝要です。

このようなことから、下記のとおり当該ワクチン接種の促進に御協力をお願いいたします。

なお、各郡市医師会、医療機関及び市町村へも、施設における早期接種への協力を依頼しておりますことを申し添えます。

記

1 接種対象者の確認・接種日程の調整等について

(1) 接種対象者

初回（1・2 回目）接種が完了した 12 歳以上で、最終接種の完了から 3 ヶ月以上が経過している方（「3 ヶ月」の考え方：参考資料をご確認ください）

(2) 接種日程の調整について

最終の接種が7～8月の方は、接種を行った日から3ヶ月後の同じ日か、10月21日のいずれか遅い日から、1ヶ月以内を目安に、9月に接種された方は年内に、接種を受けられるよう、対象者を把握し、嘱託医等の接種医と接種日程を御調整ください。

(3) 嘱託医等の接種医の都合が合わないことなどにより接種が遅れてしまう場合には、次の方法等により、他の医療機関の協力について御相談ください。

ア 協力医療機関のみでの対応では、接種が遅れてしまう場合には、協力医療機関に加えて、さらに接種に協力いただける医療機関を紹介してもらうなど、協力医療機関と調整をお願いいたします。

イ 協力医療機関のみで他の医療機関の協力をいただくことが難しい場合は、協力医療機関から郡市医師会へ調整を依頼してもらってください。

ウ 協力医療機関が無い場合には、所在地の市町村の福祉施設担当部署に御相談いただき、その部署から各郡市医師会へ調整を依頼してもらってください。

(4) 入所者と従事者とを併せて接種する場合、勤務体制確保のため複数日程となることが想定されますので、最終の日程が目安の1ヶ月以内に収まるように、できるだけ間隔を詰めて設定してください。

(5) 施設での接種が難しい場合

必要に応じて市町村と相談の上、個別医療機関や集団接種会場、県大規模接種会場での接種についても御検討願います。

(6) なお、ワクチンの接種についても、入居者の処遇に支障ない範囲において、新型コロナウイルス感染症に係る例外的な人員基準の弾力的運用が認められておりますことを申し添えます。

2 ワクチン接種券について

接種券がないことにより接種が遅延することがないように、施設入居者、従事者などの対象者の情報を早い段階で市町村の福祉施設担当部署やワクチン担当部署と共有していただきますようお願いいたします。

【連絡先】

茨城県保健医療部医療局薬務課

新型コロナウイルスワクチン接種チーム 庄司、所畑

電話：029-301-5294

茨城県福祉部長寿福祉課

介護保険指導・監査グループ

電話：029-301-3281

介護基盤整備・支援グループ

電話：029-301-3321

茨城県福祉部障害福祉課自立支援グループ

電話：029-301-3363

参考資料

オミクロン株対応ワクチン接種における「3ヶ月以上が経過」の意味について

「3ヶ月以上が経過」とする場合は、の新型コロナワクチンの2回目・3回目・4回目接種のうち直近の接種を行った日から3ヶ月後の同日から接種可能である（例1）と考え、3ヶ月後に同日がない場合は、その翌月の1日から接種可能である（例2）と考える。

例1 : 8月1日に直近の新型コロナワクチンの接種をした場合
⇒ 11月1日からオミクロン株対応ワクチンを受けることができる

例2 : 8月31日に直近の新型コロナワクチンの接種をした場合
⇒ 12月1日からオミクロン株対応ワクチンを受けることができる

2022年8月

日	月	火	水	木	金	土	
	1	2	3	4	5	6	
例1	直近の 接種日	3ヶ月後に同じ日がある					
7	8	9	10	11	12	13	
14	15	16	17	18	19	20	
21	22	23	24	25	26	27	
28	29	30	31				
		例2	直近の 接種日	3ヶ月後に同じ日がない			

2022年11月

日	月	火	水	木	金	土	
		1	2	3	4	5	
		接種 可能					
6	7	8	9	10	11	12	
13	14	15	16	17	18	19	
20	21	22	23	24	25	26	
27	28	29	30	翌月1日			
				接種 可能			

出典：2021.11.17 厚生労働省_第9回新型コロナワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会 資料から抜粋改編